◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨委員長　次に、階猛君。

○階委員　午前中から問題になっております失踪技能実習生のデータ問題、私も大臣に認識を伺っておきたいと思いますが、午前中からの大臣の答弁を聞いておりますと、なぜ大臣が間違ったデータを国会で答弁をしたかということに関しては、事務方が資料を間違ってつくって、それをそのまま大臣のところに答弁資料として出したから、間違ってそれを言ったんだという話でした。こういうことでよろしいわけですね。

○山下国務大臣　私の十一月七日の答弁についてお答えいたしますと、小池晃参議院議員から、法務省、失踪者の調査しております、主な失踪理由は何ですかということをお尋ねがありました。これにつきましては、前日に、野党ヒアリングということで、法務省が資料をもって、前の誤ったデータを含む資料をもって説明しております。私は、このことを聞かれたのだということで、この資料を見ながら、この資料を、誤ったデータの含まれた資料を引用する形でお答えしたということでございます。

　ですから、あくまで、小池参議院議員から、法務省、失踪者の調査しておりますね、その主な失踪理由は何ですかということなので、その資料に基づいてお答えしてしまったということでございます。

○階委員　私が問題にしたいのは、データが間違ったものを国会で答弁の資料とするということは、さきの議長の談話でも、こうした問題はあってはならないということで、こういうことが再発しないような取組をすべきだということを、議長談話として異例だと思いましたけれども、ありました。

　そういう中で、現実問題として、間違ったデータを大臣が答弁するに至った。そして、しかも、その後、我々野党が中心となって、原データ、個別の票を見せてくれという中で、開示が決まって、その後ですよ、このデータが誤りだったというのが発覚したのは。

　私は、大臣が答弁する前に事務方はしっかり精査して、正しいものを大臣に上げるべきだと。大臣、なめられているんじゃないですか。どうですか。事務方に対して、それは問題なかったと言えますか。

○山下国務大臣　まず、このデータについては、野党ヒアリングに提出したということを確認の上、私も、野党ヒアリングに提出する資料であるからこそ、しっかりとしたものを野党の先生方にもお出ししているのだろうということで、軽信して、野党ヒアリングで使用した資料を読んだというところでございます。

　今後こういうことがないように、しっかりとこういった精査をするようにということを改めて指示したところでございますし、だからこそ、改めてこの詳細な報告を受けた後、門山政務官、弁護士でもございます、そうした門山政務官をヘッドに、こういった技能実習生の制度の実態把握のあり方も含めて、運用についてのプロジェクトチームを立ち上げるよう指示したところでございます。

○階委員　大臣、甘いんですよ。今、野党ヒアリングにしっかりしたものを出したはずだと思って、それを真に受けて答弁したということだったんですが、実は野党ヒアリングの場でも、この取りまとめの結果というものが本当に正しいのか、例の裁量労働の問題とかもありました、野党ヒアリングの場でも、裏づけとなるもとのデータを出してくれ、こう言っているわけですよ。

　別に我々は、あの一枚の紙を正しいと認識していたわけじゃないんですよ。大臣だけですよ、あれが正しいと考えているのは。甘いんじゃないですか。ガバナンス能力がないんじゃないですか。

○葉梨委員長　ちょっと、低姿勢で答えて。

○山下国務大臣　お答え申し上げます。

　御指摘はしっかりと真摯に受けとめたいというふうに思っております。

　他方で、裁量労働制に関しては、これは他省庁にかかわることなので、コメントを差し控えます。

　私は、やはり、国会議員の皆様にきちんとしたデータを示すことにおいては与党も野党もないんだろうと思っています。そして、とりわけ野党の

皆様には、しっかりと御審議いただくために、しっかりとした資料を出すようにということは指示をしていたところでございます。なので、野党ヒアリングでお出ししたということで、これはしっかりと見ているのだろうということで軽信してしまったということ、これはもう本当に反省しております。

そして、ただ一方で、個別の聴取票を提出できない理由につきましては、これまでる申し上げていたとおり、ここにはプライバシーの問題、あるいは今後の調査などについて大きな支障を来すおそれがある情報が含まれておるということで、それの直接的な御提供については応じかねるということを申し上げていたところでございます。

○階委員　客観的な事実として、私たちが懸念していたとおり、やはりバックデータ、もとのデータを見たらうそだった、虚偽だったということが発覚したわけですよ。でも、大臣は何の疑いもなく、あの数字を国会答弁で読み上げてきた、議長談話があったにもかかわらず。統治能力がなさ過ぎると思いますよ。もっと役所を把握して、役所がこういったことがないようにしないと、大臣は務まらないということをまず申し上げます。

その上で、これも大事なデータだと思います、新しい制度が始まった場合に、その外国人労働者の供給源として技能実習生というものが大きな割合を占める、これも午前中から、四割とか五割とかそんな数字が出ています。そうした中で、じゃ、昨年十一月から技能実習三号という仕組みが始まりました。この一年間で、技能実習二号から三号に移行した人数と二号修了者に占めるその割合、このファクトをお答えいただけますか。

○山下国務大臣　まず、技能実習三号についてでございますが、技能実習三号の在留者数、これは平成三十年六月末現在のあくまで速報値でございますが、千五百八十六人であるということでございます。

○階委員　私が聞いているのは、この一年間、昨年十一月から新たな三号という制度が始まりました。ちょうど一年たちます。そこで、この一年間で二号から三号に移行した総人数と、二号修了者全体に占める割合、このファクトをお聞かせください。

○山下国務大臣　この点につきましては、質問要旨をいただいたのがきのう午後九時ごろでございまして、また、これについて、責任ある正確な答弁の観点から、この場で責任あるお答えをできるまでの資料を入手できなかったということでございます。なので、必要であればまた後日お答えをさせていただきたいと思いますが、若干ちょっと時間をいただくことになろうかと思います。

ですから、今申し上げられるのは、三十年六末現在で、技能実習三号の在留者数が、あくまで速報値ということでございますけれども、千五百八十六名ということでございます。

○階委員　いつその数字は出せるんですか。

○山下国務大臣　それにつきましては、きのうの午後九時ころにいただいた都合でございまして、また、ちょっとその精査にかかる時間等も含めて検討させていただきたいと考えております。

○階委員　大臣、先日の委員会とも同じような話ですけれども、実はこの話は、後ろにいらっしゃる近江室長には、先週の金曜日の段階で出してくれと言っています。出してくれと言っているけれども、きのう急に出せないということを言われまして、でも、私は、きのうの遅くとも夕方の段階では、いつ次質問するかわからないけれども、この数字が出せないとこの議論というのは始まりませんよということはしっかり言っています。金曜日の段階で言っていますから、私は、近江室長にうそだと思うのなら、後ろの方に聞いてくださいよ。

○葉梨委員長　どのような内容の資料提供をされたんでしょうか、金曜日に。

○階委員　十四業種、私は金曜日に、算定の根拠というのが出てきました。それで、その中で、受入れ見込み数の中で、技能実習を修了して来られる方の数字が出ております。そうした技能実習を修了して出てこられる方が多い業種については、どうやってその数字を出してきたのかという議論をする中で、今現在のファクトとして、二号から三号、この一年間で移った人数とかその割合はどうなっているのかということを十四業種の大半について聞いています。なので、近江室長は、金曜日の段階ではそのことはよく御存じだと思います。

○山下国務大臣　もちろん、先生は誠意を持って私に質問してくださっていますし、私も、よもやうそをついているとは思いません。先ほどおっしゃったけれども、そんなことは絶対に思いません。私も誠意を持って答えているということは信じて

いただきたいと思います。

ただ、先ほどのお話でございますけれども、いつ質問するかわからないけれどもというようなお話であれば、なかなか我々も準備することが難しい。そして、正式にこの点について聞くというふうに承ったというのがきのうの夜九時でございます。業務時間終了後ということもございます。そういったことの中で、ちょっとお時間をいただきたいということで、誠意を持って……（階委員「いつまでですか」と呼ぶ）今ここで、事務方、あるいは政府参考人として指名もされていない中で無責任な答えはできないと思いますので、ここは若干のお時間をいただきたいというふうに思います。

○葉梨委員長　山下法務大臣、ちょっと、私の職権でもあるんですよ。実は、きのうの勤務時間終了後にきょうの委員会を立てたものですから、階委員が九時だったというのが責めになるわけではありません。

○階委員　今のは議事録にしっかり残してください。お願いします。

○葉梨委員長　はい。だから、速記をとめないで申し上げたんですよ。

○階委員　ありがとうございます。

それで、さらに申し上げますと、私は金曜日の段階で、その数字を月曜日中に出してください、こういうことも言いました。それも近江室長に確認していただければよくわかると思います。

ところが、月曜日どころか、火曜日になっても出てこない。それで、私は、業を煮やしてわざわざ夕方忙しいときに近江室長に直接電話をして、いつになったら出せるんですかということを聞いて、まだ出せないと言うから、じゃ、今度質問するときには必ず答えてくださいねということまで言っているんですよ。本当だったら月曜日に出す約束だったんですよ。

そういういいかげんなことをされると、せっかく我々はちゃんと準備をして真面目な質疑をしようと思っているのに、我々の質疑がかえって進まないじゃないですか。だから、この質疑というのが、いつまでたっても中身がよくわからない。それで、私たちとしても、そんな拙速な、中身の空っぽのものを進めるべきではない、こういう話になるわけですよ。

だから、今の数字、すぐ出してほしいんですね。逆に、この数字も出せないのならば、大臣、かねがね、さっきも言っていましたけれども、必要とされる人材が確保されたら外国人の新規入国を停止すると言っていますけれども、そんなのは把握できていないじゃないですか。必要な人材が確保されたらすぐ停止できないじゃないですか。リアルタイムで把握していなかったらだめでしょう。

だから、私は、こんな数字ぐらい出せないのかと金曜日から言っていて、月曜日には出しますというような話もありましたので、ずっと待っていたんですよ。きのうの九時とかそんな話じゃないんですよ。すぐ出してくださいよ。

○葉梨委員長　階委員に申し上げます。

今すぐ出ないわけですよね。（山下国務大臣「そうです」と呼ぶ）

確かに、この千五百八十六人というのは、二号から三号に移った人間、これはすごく大事な数字だと思います、私も。それで、しかも、この千五百八十六人が十四業種で大体どれぐらいそれぞれいるのかということを知りたいということだろうと思いますので、理事会で協議をいたしまして、必要であれば、早急に提出するように要求したいと思います。

○階委員　ぜひ委員長には適切なお取り計らいをお願いします。

その上で、次の質問ですけれども、今の質問にも関係するんですけれども、私のきょうの資料の一枚目、これは皆さんおなじみの、ほかの委員からも出されている、十四業種の見込み数の一覧表です。

経済産業省系の三業種、上から三、四、五段目にありますけれども、この三つについては、金曜日の夜ヒアリングするところ、技能実習の状況等を踏まえ、技能実習生の七、八割が特定技能一号に移行するということで、この技能実習からの受入れという数字になっているという説明でありました。

きょうは、経産副大臣に来ていただいていますが、今申し上げたとおり、事務方からは既に、技能実習の状況等を踏まえ、七、八割が技能実習生のうち特定技能一号に移行するんだ、こんな話なんですけれども、いかなる技能実習の状況等を踏まえたのか、お答えいただけますか。

○関副大臣　お答え申し上げます。

厚生労働省の方で、帰国技能実習生フォローア

ップ調査というのがなされております。これにおきまして、技能実習生が帰国後に実習と同じ仕事又は実習と同種の仕事に従事している割合が出ているわけでございますが、その割合が、過去三年、七割から八割ということで、六九・七％から七五・四％という数字が出ておりますので、その間で推移していることを踏まえて出したものでございまして、新制度での受入れに当たりましては、雇用契約に基づいて合意等が必要となりますので、現時点での正確な移行割合の把握は実際にはなかなか困難なものでございますけれども、技能実習の修了者に対しますこの調査結果も参考にいたしまして、技能実習生の特定技能への移行割合を七〇％から八〇％と仮置きをさせていただいた次第でございます。

○階委員　今の答弁の中で、これまでの技能実習生が帰国後に六九・何％同じ業種についている。帰国後ということは、母国に帰国した、そういう意味ですか。

　あっ、これはちょっとおかしいと思うんですね。逆に言うと、七割ぐらい母国に帰っているということですよね。であれば、今回新たな制度が導入されたとしても、技能実習を終えられた方は七割ぐらい母国に戻っちゃって、日本に七割とか八割という話にはならないんじゃないですか。この数字の信憑性が疑われます。どうなんですか。

○関副大臣　これは、全員帰った中で、当然今の制度では全員帰られますので、一旦。帰られた中で、自国のその業種の中におきまして、同じ業種若しくはそれによく似た業種という意味でございます。

○階委員　私もちょっと説明の仕方が悪かったと思います。

　要は、母国でもニーズがあるわけですね。戻った人の七割ぐらいが同じ仕事で働く。つまり、母国に戻って仕事ができる環境なわけですよ。にもかかわらず、あえて日本に残って特定技能一号を選ぶ人がこれから先七割も八割もいるんだろうか、そういう問題意識です。この点についてはどうですか。

○関副大臣　階議員の御質問の意味もよくわかります。それほどやはり母国に帰りたくてというふうなお考えの方もいらっしゃるんではないかという御質問だと思うんですが、その点につきましては、我々も、いろいろな考え方があるかと思うんですけれども、今は、日本にそのまま残っていただく際の割合が、同じ、仮置きで計算するしかございませんので、それで仮置きをさせていただいたということで、ちょっと御理解賜ればと思います。

○階委員　関先生は本当にお人柄がいいので、私も法務大臣と違って矛先が鈍りつつあるんですけれども、しかし、これは真面目な話をしなくちゃいけないと思っていまして、そもそも技能実習は、母国に帰る人を引きとめて、国内で働かせるための制度じゃないんですよ。母国に仕事があるなら、これはいいことなんですよ。どんどん戻っていただいて、母国で活躍してもらう、そのために技能実習制度というものがあるんです。にもかかわらず、終わった人の七、八割が残るという前提でこういう数字を出すというのは、技能実習制度の趣旨を根幹からねじ曲げている、その点でも問題だと思いますよ。

　この数字、撤回して出し直すべきだと思います。どうですか。

○関副大臣　その点はいろいろ議論のあるところだと存じます。

　特定技能にかかわります新たな受入れ制度でございますけれども、深刻な人材不足に対応いたしますために、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野におきまして、これは一定の専門性、技能を有して、即戦力となる外国人材を我々として受け入れてまいりたいという形でつくっていこうという考え方でございます。

　一方、技能実習制度の方は、先生もおっしゃるとおり、人材育成を通じました開発途上国・地域などへの技能とか技術又は知識の移転を図ろうということで、国際協力を推進することを目的とするところの制度でございまして、制度が異なって、同じような数字の仮置きをすることは難しいのではないかという先生の御意見もよくわかるんですが、今のところの数字の考え方としましては、こういうふうな、地元にお帰りなさった方に対しての調査によっての数字で仮置きするしかちょっと、あくまでも想像レベルになってしまいますので、それで一旦仮置きにさせていただきたいと思います。

○階委員　仮置きするにもほどがありまして、こんないいかげんな仮置きは認められません。

それと、一方で、技能実習生の七、八割は、これは母国に戻らないで日本に残るという仮定を置いています。今回、特定一号に移る人は、別に技能実習に限る必要はないんですよ。試験を受けてもこの資格は取れますね。でも、試験の方は若干名ですよ、どれも、三つとも。これはまさに、技能実習法に三条の二という条文がありまして、技能実習は、労働力の需給の調整として行われてはならない、この明文の規定にも反していると思いますよ。

これは、本来の趣旨からいうと、やはり技能実習の方は本国に戻ってもらって、試験の方で本当に必要な人材ならばちゃんと確保する、これが本来のあり方であって、その意味で、この若干名も含めて、全体的に数字を見直すべきだと思います。もう一度答弁をお願いします。

○関副大臣　新試験についてでございます。

今後、これまでの技能実習の二号の資格を経て帰国しております、今先生おっしゃるところの外国人技能者と、並びにもう一つ、現地の日系企業での勤務経験がある外国人の技能者なども、現地における新試験によって技能実習二号制度を受けられるというふうな形で、試験の受け方につきましては、今までの実習の方がそのまま日本に残られてそのまま契約の方に入っていく方と、テストの形という二本立てにしておりますので、そこのところのあり方につきましては、今のところの数字からいきますと、実習をずっと受けた方が七、八割と考えられて、試験という形を通す方は少なくて、若干ぐらいではないかというふうな考え方をしております。

数値の置き方におきましてはいろいろ考え方もあるかと思うんですが、今、済みませんが、今の段階では、もう本当に仮置きにさせていただければと思います。

○階委員　ちょっと仮置きにもほどがあるとさっき言いましたけれども、こんないいかげんな決め方だと、さっき技能実習生と密接不可分ではないと大臣は言いましたけれども、もう技能実習生がないと成り立たないような数字を出してきているわけですよ。おかしいと思いませんか。これは所管の省庁として、法務省として、こんな数字は出し直せと言うべきじゃないですか。これでいいんですか。大臣の見解も伺っておきます。

○山下国務大臣　技能実習と密接不可分ではないということについては、私はそう考えております。そして、もちろん、技能実習で身につけた、例えば三年いました、そしてその後どうするかというチョイスがございます。現段階では技能実習生は帰国を余儀なくされる。なので、帰国をして、その場所で仕事を見つけるということになっております。

しかしながら、現在において人手不足が深刻な産業分野におきまして、そこでは、働いていただく新たな資格として特定技能一号というのをつくるわけでございます。その場合に、この技能実習以後、終えた者には三つの選択肢があるということでございます。帰国する、あるいは三号に移行する、あるいは特定技能一号に行くということでございます。

そうした中で、例えば、経産省の見立てによって、例えば経済産業などは、やはりオン・ザ・ジョブ・トレーニングのスキルというものが問われるという部分もございます。そうした中で、技能実習でそのわざを身につけた者というものを入れるということを経産省として考えておられるんだろうということで、あながちそれは排斥すべきものではないというふうに考えております。

○階委員　この数字をあくまで正しいと言うのであれば、やはり技能実習制度に問題があるかないかを検証して、それを正した後でなければ、これだけ技能実習に頼っている制度は始めてはならないということを申し上げたいと思います。

それから、私、介護についても気になる数字でした。

一枚目、厚労省の一番上にありますけれども、介護業は、国内人材の確保で二十二万から二十三万人、それで、新たな資格による外国人材の需要見込み数が五万から六万人ということで、それに見合う受入れの見込み数があるんだというようなたてつけになっております。

しかし、順番からすると、まず、外国人を幾ら受入れ可能なのかということをはじき出した上で、足らず前を国内人材の確保で補っていないかというふうに、説明の資料を見ていると思えるわけですよ。

どういう発想に立ってこの国内人材の確保、二十二万から二十三万人が出てきたのか、副大臣、お答えください。

○髙階副大臣　お答えいたします。

平成十二年の介護保険制度創設以来、急速にこの国の介護人材というのは総数をふやしておりまして、平成二十八年度時点で百九十万人に働いていただいております。年に平均しますと八万四千人ぐらいの増加ということで、市場はすごく大きくなってきている。

足元で見ますと、この内数ですが、新卒で四万九千人参入している。このほか、業界内で移動する例もありまして、コンスタントに、直近で年間六万人ぐらい介護人材として現場で働いている、こういう状況にあります。

そういったもと数に基づきまして、実績に基づきまして、今後もコンスタントに六万人程度は必要とされる分野でございますので、まずは国内の人材に入っていただく、そして定着していただくような努力をしつつも、生産年齢人口が減っていく中、また、有効求人倍率というところも高どまりしているという状況にございますので、厳しく見積もって、しっかりとこの分野に入ってきていただく人を考えたときに、四、五万人程度、年に確保することは可能であろう、それが前提の数字になっておりまして、五年間でこの数字を出させていただいた、そういう計算でございます。

○階委員　今の答弁を確認したいんですけれども、毎年六万人ずつ介護人材の需要がふえるのか、それとも、介護人材の供給が過去ふえてきたのか、このあたりがはっきりしていませんでしたので、もう一度お願いします。

○髙階副大臣　お答え申し上げます。

過去にさかのぼりまして、制度創設来、現時点までですと、年間八万四千人ずつがコンスタントにふえている。

ただ、これが制度創設当初から見ますと、少しずつふえ幅が減ってきておりますので、直近で申しますと、大体年間六万人ずつの増員をしてきている、これがこれまでございます。

これから先を見ていきますと、更にニーズが増大していく中で、この先も引き続き五年間程度は毎年六万人ぐらいの人員増を必要としているということでございまして、直近の状況とこれから将来にわたる状況と、たまたま六万で数が均衡してございますけれども、今後も年間六万人程度の増加が必要というのがこの国内の介護人材の必要数ということになっております。

この中で、直近、新卒で約四万九千人ずつが参入しているという状況にありますので、今後、国内人材の定着等の取組を進めながら、この制度を活用させていただければと、こういう考え方でございます。

○階委員　直近まで毎年六万人ずつ実際に介護人材がふえてきたわけですね、国内で。そうしたら、それを単純に延長していけば、六万人掛ける五で、それだけで三十万人需要は満たせます。なぜそのトレンドが下がっていくというふうに見るのか。人口減少という確かに構造的な要因は一方でありますけれども、ただ、他方で、待遇が低いからこの分野にはなかなか国内で人手が集まらないというのがあると思います。

私は、今回の見積りを見ていますと、まず介護施設の方にヒアリングをして、受入れ希望の数がこれだけありますよとその数字を出して、足らず前の数字が二十二万とかそういう数字だから、二十二万とか二十三万人、だから、わざわざ、足元六万人でふえてきたにもかかわらず、それを帳尻を合わせるために、二十二万から二十三万に合わせるためにペースダウンさせている。本来であれば、毎年六万人ずつふえてきたら、それを維持するか、あるいはふやしていく、そんなことをまず国内人材の確保でやるべきだと思います。

国内人材の確保に精いっぱい努力をしてなお足りなければ外国人というのが、総理あるいは法務大臣もこの間答弁してきた趣旨だと思います。ところが、むしろ国内人材の確保はもうこの後じり貧だという前提に立ったこの外国人の受入れの数字の出し方、これは非常に問題だと思いますよ。何でこんな出し方になるんですか。

○髙階副大臣　繰り返しの答弁になって恐縮でございます。

国内人材の確保への取組を一層強化する、このことはまず私ども真摯に取り組んでまいりたい、こう考えております。

その上で、厳しく見積もった場合、このぐらいにとどまった場合にでも対応が可能な状況まで頑張っていくということでございまして、足らず前を補うという思想ではございません。

○階委員　公表されている介護業の受入れ見込みの考え方というところには、「介護分野においては、約一六％の施設等が外国人材の活用を希望しているという調査結果に基づき、外国人材の受入対象となる施設等の数が約十一・三万箇所であ

ることを踏まえ試算している。」というふうにありまして、受入れ施設側の事情を考えてこの数というのは出しているということになっていますよね。

そうではないと思うんですよ。まず、国内でどれだけ確保できるかというところから、外国人で補わなくちゃいけない数が出てきて、それが実際、達成可能なのかどうかということをしっかりチェックするべきであって、最初から受入れ見込み数という話ではないと思いますよ。

私は、この説明では納得できませんし、さっきも言いました、わざわざ六万人で足元推移してきたものを二十二万、二十三万に合わせるために下方修正しているというのもおかしいと思います。このことについては、時間の関係できょうはおいておきますが、また別の機会にお尋ねしたいと思います。

最後に一問だけ、山井先生の時間をおかりして一問だけ、済みません。

私の最後の質問は、これも大事なデータだと思うんですね、失踪した技能実習生の聴取票の集計結果、午前中も取り上げられていましたけれども、最低賃金以下という低賃金の中でも最も低い部類の方が二十二人かつ〇・八％という集計結果になっております。しかし、先ほど源馬委員も取り上げていましたけれども、聴取票を見ますと、労働時間と月額給、これをもとにして時給を割り出すことができます。

私たちは、まだ全部は調べ切れていませんけれども、野党四党で共同して調査をした結果、この時給を割り出した数字が、平成二十八年ごろとしまして、最低賃金が大体七百円ぐらいだろうと、時給七百円を最低賃金として、その七百円を我々が割り出した時給が下回っている割合、これを調べたところ、何と七三％が下回っている。これは無作為で抽出しておりますけれども、全部で百七十六件というデータを調べた数字ですので、全体からするとまだごく一部です。

これは私、重要な数字だと思いますので、山下法務大臣、全体で、私が今申し上げましたようなやり方で、最低賃金以下となる人数と割合、これも近江室長には既に通告していたことなんですけれども、これは出せますか。

○山下国務大臣　お答えいたします。

最低賃金以下で稼働しているという技能実習生につきまして、そういったものも含めて、違法、不正が疑われるものについては、この二十九年の聴取票についてしっかり調査するようにということを入管局長にしっかりと指示しております。

そしてまた、そういったことについていかに把握するか、あるいは今後どういうふうに技能実習法、新しい法も含めて運用していくかについては、今、門山政務官トップのプロジェクトチームで検討していただいているところでございます。

○階委員　この数字というのを早く出してもらわないと、法案の審議は成り立たないと思います。

それで、先ほど来、法務大臣は、技能実習制度と今回の制度は密接不可分ではないということを言っておられます。私は、このこと自体も疑わしいと思いますが、仮に法務大臣の意見を取り入れたとした場合、可分だということになりますね、技能実習制度と今回の制度は。

可分なのであれば、まだ問題点の検証が終わっていない技能実習生については、新たな制度で特定技能一号の資格を取得する、その範囲からは外して、まずは試験だけで新しい制度を進めればいいんじゃないかということを最後に申し上げまして、とりあえず、きょうはこのあたりで終わらせていただきます。

ありがとうございました。